

千葉市職員資格取得支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が、千葉市職員研修規程（平成3年千葉市訓令（甲）第1号）第9条の規定による自主研修として、職員の資格取得に要する費用を助成するために必要な事項を定め、もって職員の現在の職務の遂行に必要な能力の習得及び自主研修に対する動機付けを図ることを目的とする。

(資格の指定)

第2条 助成の対象となる資格は、人材育成課長が別に定める。

(助成対象者)

第3条 この要綱は、前条において指定された資格を取得しようとする職員に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員を除く。

- (1) 本要綱によらず公費で資格取得した職員
- (2) 本要綱により助成を受けて取得した資格より、同等級以下で資格取得した職員（有効期限切れにより、当該資格を再取得した職員を除く。）

(希望者の募集)

第4条 人材育成課長は、毎年度、この要綱による助成（以下「助成」という。）を受けて資格取得することを希望する職員を募集するものとする。

(助成の申込み)

第5条 前条の規定による募集に応じて助成の申込みをしようとする職員は、所属長の確認を受けた上で、資格取得支援助成申込書（様式第1号）を人材育成課長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条に定める資格のうち、人材育成課長が指定するものについては、所属長の確認を受けずに、資格取得支援助成申込書を人材育成課長に提出することができる。

(助成対象者の決定)

第6条 人材育成課長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査するものとする。

- 2 人材育成課長は、前項の規定による審査の結果、助成の対象と認めるときは、資格取得支援助成対象者決定通知書（様式第2号）により、当該申込者にその旨を通知するものとする。
- 3 人材育成課長は、第1項の規定による審査の結果、助成の対象と認めないと決定したときは、書面により、当該申込者にその旨を通知するものとする。

(受験等に関する手続)

第7条 第6条第2項の規定による通知を受けた職員（以下「受験者」という。）は、試験等実施機関に対する申込み、受験又は受講等（以下「受験等」という。）にかかる料金の支払いその他の必要な手続を行うものとする。

(受講費用の助成)

第8条 市長は、受験者が資格取得したときは、当該受験者が資格取得のために負担した受験料又は受講料に応じ、次の各号に定める額の助成金を予算の範囲内で交付するものとする。ただし、受講者が次条の規定による申請を行わなかったときは、この限りでない。

- (1) 試験を受験し合格することにより資格取得した場合 受験料の10/10
 - (2) 講習を受講することにより資格取得した場合（受講内容の一部に、修了考査等がある場合を含む） 受講料の1/2
- 2 各職員が前項の規定により受けることができる助成は、1年度当たり2回を限度とする。ただし、第5条第2項による申込みをした場合において、資格を取得したときは、この限りでない。

(助成金の交付の申請)

第9条 受験者は、前条第1項の助成金の交付を受けようとするときは、人材育成課長が指定する期日までに、資格取得支援助成金交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、資格取得支援助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該受験者にその旨を通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第11条 受験者は、前条の規定による通知を受けたときは、人材育成課長が指定する期日までに、資格取得支援助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求者に対し、速やかに、助成金を交付するものとする。

(受講者の責務)

第13条 受験者は、資格取得し、職務を遂行する上でその成果を最大限に発揮するよう

努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施につき必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 千葉市職員法務検定実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号

資格取得支援助成申込書

令和 年 月 日

(あて先) 人材育成課長

所 属
職員コード
職・氏名

千葉県職員資格取得支援助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり、資格取得支援を申し込みます。

資格 No.		資格名	
受験又は受講 (どちらかに○)	受験 ・ 受講		
受験料又は 受講料	円		
合格発表日	令和 年 月 日		
取得資格の活用 方法	人材育成課長が指定する資格 (No100 番台) については、記入の必要はありません。		
所属長確認	人材育成課長が指定する資格 (No100 番台) については、所属長の署名は必要ありません。 職名 : 氏名 :		

様式第2号

資格取得支援助成対象者決定通知書

平成 年 月 日

様

人材育成課長

次の資格取得につき、貴職を支援の対象と認めますので、千葉市職員資格取得支援助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

資格 No.		資格名	
--------	--	-----	--

様式第3号

資格取得支援助成金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

所 属
職員コード
職・氏名

千葉市職員資格取得支援助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

資格 No.		資格名	
受験又は受講 (どちらかに○)		受験	・ 受講
受験料又は 受講料			円
交付申請額 (注1)			円 (1円未満切捨て)

添付書類

- ① 資格を取得したことを証する書類の写し (資格者証の写し等)
- ② 資格取得年月日が分かる書類の写し (上記①と兼ねても可)
- ③ 受験料又は受講料の支払いを証する書類 (領収証等の原本)

(注1) 受験の場合……受験料の10/10

受講の場合……受講料の1/2とし、1円未満は切り捨てるものとする。

様式第 4 号

千葉県指令 第 号

様

資格取得支援助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付の申請につき、次のとおり交付を決定しましたので、千葉県職員資格取得支援助成金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

平成 年 月 日

千葉市長

印

資格 No.		資格名	
受験料又は 受講料			円
交付決定額			円 (1 円未満切捨て)

様式第 5 号

資格取得支援助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所 属
職員コード
職・氏名
(注 1)

千葉市職員資格取得支援助成金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり助成金の交付を請求します。

資格 No.		資格名	
受験料又は 受講料			円
交付請求額			円 (1 円未満切捨て)

※ 助成金の振込先は、会計室に登録された旅費振込口座とする。

(注 1) 本人が署名すること。